



事務連絡  
令和元年10月21日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

事業の執行における一層円滑な発注及び施工体制の確保  
に向けた具体的対策について

公共工事の円滑な施工確保を図るため、これまで「公共工事の円滑な施工確保について」（平成31年2月8日付け総行第26号・国土入企第45号）等において必要な措置を講じるよう各地方公共団体に要請してきたところです。

一方、今般の台風19号は、広い範囲で甚大な被害をもたらし、被災地においては災害復旧事業の円滑な実施が強く求められております。

そのため、「台風第19号に係る応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について（要請）（令和元年10月15日付け国土建第286号）」等を各地方公共団体に対し発出するとともに、貴職におかれましても地方公共団体等の発注者と緊密かつ円滑な連携の下で適切に災害復旧等にご対応いただけるよう、これまで各地方公共団体に対し通知等を行った措置について資料をとりまとめ、10月21日付けで参考まで送付したところです。

この度、国土交通省直轄工事の執行について、災害対応を含めた一層円滑な発注及び施工体制の確保を図る観点から、別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

貴職におかれましては、被災地の状況も踏まえつつ、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願い致します。

国地契第 25 号  
国官技第 234 号  
国北予第 25 号  
令和元年 10 月 21 日

各地方整備局

総務部長 殿

企画部長 殿

北海道開発局

事業振興部長 殿

大臣官房

地方課長

技術調査課長

北海道局

予算課長

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保  
に向けた具体的対策について

国土交通省所管事業の執行については、「平成 31 年度国土交通省所管事業の執行について」（平成 31 年 3 月 29 日付け国会公第 242 号）、「平成 31 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成 31 年 3 月 29 日付け国官総第 365 号、国官会第 23715 号、国地契第 64 号、国官技第 432 号、国営管第 449 号、国営計第 162 号、国北予第 58 号）、「国土交通省所管事業の執行における一層円滑な発注及び施工体制の確保について」（平成 31 年 2 月 8 日付け国地契第 45 号、国官技第 338 号、国営管第 353 号、国営計第 144 号、国北予第 48 号）等により、円滑な発注及び施工体制の確保が図られているところである。

一方、令和元年台風第 19 号により東北、関東、北陸の各地方整備局管内を中心に甚大な被害が発生し、「台風 19 号による災害復旧工事等に係る入札・契約手続等について」（令和元年 10 月 15 日付け国地契第 18 号、国官技第 218 号、国営計第 61 号、国港総第 323 号、国港技第 53 号、国空予管第 434 号、国空空技第 287 号、国空交企第 205 号、国北予第 23 号）等の通達を发出したところであるが、このほかにも、8 月の九州北部豪雨、台風第 15 号など、本年も全国各地で災害が頻発している。また、本年 6 月 14 日には「公共工事の品質確保の促

進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されており、災害対応を含め、本年度下半期以降の事業執行に万全を期すため、具体的な施工確保対策について別紙のとおりとりまとめたので、適切に対応されたい。

## 施工確保対策について

## 1. 全般

工事や業務の発注にあたっては、発注者間の一層の連携に努めるとともに、地域の建設業者や必要に応じて測量業者・地質調査業者・コンサルタント業者の実情を的確に把握すること。その上で、以降に掲げる事項を参考にしつつ、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

## 2. 今後の競争入札案件への対応

今後、競争入札に付す工事・業務の案件については、以下に掲げる事項を参考にして、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

## (1) 入札・契約に係る取組

## ① 総合評価落札方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定等

- ・総合評価落札方式の実施に際しては、総合評価ガイドライン等に基づき、工事内容、規模、要求要件等に応じて、類型の選定や評価項目・配点の設定等を適切に実施する。
- ・総合評価落札方式の実施に際しては、総合評価ガイドライン等において、施工能力評価型では、企業・技術者の能力等を評価項目として過去一定期間の工事成績及び表彰を設定することとなっているが、十分な技術力を持つにも関わらず評価対象となる実績を持たない企業や技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模・地域の実情等に応じて、実績等にとらわれない評価項目の設定に努める。

## &lt;評価項目の設定の例&gt;

- 競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和する（技術者の能力等の要件を求めないことも含む）。
- 維持修繕工事等、調達環境が厳しい工事の受注者については、次回以降の総合評価時に加点評価を行う。
- 各地方整備局等で試行されているチャンス拡大方式（施工計画のみでの評価等）を活用する。

## ② 適切な規模・内容での発注

- ・地域企業の活用に留意しつつ適切な規模での発注による技術者等の効率的な活用を図ること。なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く大規模な工事について、工事難易度が低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進する。

＜適切な規模・内容での発注の例＞

- 発注ロットを拡大する（分任官特例の検討や上位等級工事への参入拡大を含む）。
- （県外企業の活用も含め）地域要件を緩和する。
- 河川事業と道路事業など、複数の事業の工事を組み合わせて発注する。

### ③ 入札方式等の取扱い

- ・地域の実情や工事の特性を踏まえ、指名競争入札の実施により早期着手等の観点から大きな効果が見込まれる工事等については、指名競争入札方式により実施しても差し支えない。

※地域の実情を的確に把握した上で、工事受注者の偏在などの弊害が生じないように、一括審査方式等も含めて実施メニューの組合せを検討すること。

## (2) 設計・積算に係る取組

### ① 見積の積極活用等

- ・調達環境の厳しい工種や建設資材について、当初発注から積極的に見積を活用して積算するなど、適正な予定価格を設定する。
- ・調達環境の厳しい工種や建設資材は、特別調査や見積の徴収等により設定した歩掛や単価は、公表する。

＜当分の間、配慮が必要な工種等＞

- 河川維持工（伐木除根工）
- 砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- 電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

＜当分の間、配慮が必要な建設資材＞

- 鋼矢板
- 高力ボルト
- 生コンクリート

### ② 適切な設計変更

- ・通常の設計変更に加え、厳しい施工条件を踏まえ、設計変更の対象とする経費や工種等を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

＜設計変更の対象とする経費の例＞

- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費
- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 資機材置き場の確保が困難な工事における運搬費
- 交通集中が見られる地域における安全費
- 現場事務所等の借上げに要する費用が多大となる地域における営繕費

＜設計変更の対象とする工種等の例＞

- ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- 河川維持工（伐木除根工）
- 砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- 電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

③ 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

- ・建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所で発生したりするなど、異なる施工箇所として見なすことが適当と考えられる場合には、共通仮設費、現場管理費を箇所毎に算出する。

④ 適切な工期設定

- ・余裕期間制度を原則活用する。なお、当分の運用として、余裕期間は、契約ごとに原則6ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように、配慮すること。また、6ヶ月を超えての余裕期間を設定する必要がある場合には、大臣官房技術調査課（建設システム管理企画室）へ協議されたい。
- ・施工箇所が点在する工事において、箇所毎の施工体制ではなく、いわゆる1班体制による施工を前提とした工期設定を基本とする。この場合、技術者を無用に長期間拘束しないよう、余裕期間制度を活用し、前倒し竣工を可能とする。

(3) 施工段階における取組

① 監理技術者の途中交代

- ・受注者の責によらない理由により工期が延長された場合や、工程上一定の区切りと認められる時点においては、監理技術者の途中交代を行うようにするなど、「監理技術者制度の運用等について」（平成28年12月28日付け国官技第246号ほか）及び「令和元年台風第19号による災害発生に伴う直轄工

事における監理技術者等の取扱いについて」(令和元年10月18日付け国官技第229号ほか)に基づき、適切な運用を行う。

② 工事書類の簡素化

- ・各地方整備局等で試行されている工事書類(資料検査に必要な書類)の簡素化の取組を参考にして、事務の効率化を図る。

<検査時の書類の簡素化の例>

- 検査時の確認書類を工事品質に関わる資料に限定

**3. 未契約案件への対応**

現時点で不調・不落の発生等により未契約となっている案件については、不調随契の活用等により、迅速な事業執行に努めること。(必要な対策を講じずに再公告を行い、不調・不落を繰り返されることのないよう十分留意すること。)

**4. その他**

現在契約中の工事・業務についても、本通知の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

なお、本通知の内容については、必要に応じて、適宜見直すものとする。